

令和7年1月10日

組合員・利用者の皆さま

秋川農業協同組合
代表理事組合長 谷澤 俊明

不祥事件の発生について（お詫び）

日頃より、当組合の各事業につきましては格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび、誠に遺憾ながら、当組合におきまして不祥事件が発生いたしました。
組合員・ご利用者の皆さまには多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 不祥事件の概要

当組合の元職員（多西支店・40代・男性）による顧客からお預かりした現金（普通貯金・定期積金・市都民税等）の横領が令和6年11月25日に発覚いたしました。

横領期間は令和5年2月から令和6年11月までの間で、被害総額558万円（被害実額92万円）となります。

2. 被害にあわれたお客さまへの対応

被害にあわれたお客さまには訪問のうえ、事実関係を説明して深くお詫び申し上げご理解を賜り、被害金額は全額弁済させていただきました。

3. 関係機関への報告

本件発覚後、直ちに行政庁および関係機関に報告を行いました。

4. 処分について

当該職員は、令和6年12月30日付で懲戒解雇いたしました。

5. 今後の対応について

今回の事件を厳粛に受け止め、再び同じ事案が起らないよう内部管理体制の一層の強化とコンプライアンス意識向上を図るとともに、組合員・利用者の皆さまに安心してご利用いただけるよう、役職員一同、再発防止に取り組んでまいります。

以上

本件に対する問い合わせ窓口
秋川農業協同組合
総務部リスク管理課
（月～金 9:00～17:00）
電話番号 042-559-5111（代）